

林野火災注意報・林野火災警報の運用がはじまります

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災では、林野約3,370ヘクタール、住宅90棟が焼失するという甚大な被害が発生しました。

この林野火災を教訓に、林野火災予防の実効性を高める必要があることから、南空知消防組合では火災予防条例を改正し、「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を開始しました。

名称	内容	発令基準
林野火災注意報	火災の予防上、注意を要する気象状況となった場合に発令するもので、森林区域での火の使用制限に努めるよう注意喚起を行うものです。	次の①または②のいずれかの気象条件に該当する場合に発令します。 ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日の合計降水量が30mm以下 ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表 ※降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないことがあります。
林野火災警報	火災の予防上、危険な気象状況となった場合に発令するもので、発令中は森林区域での火の使用制限に従う必要があります。	林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表になったときに発令します。

※注意報・警報は気象の状況により、火災予防上の危険がなくなった場合に解除します。

※発令の対象期間は4月1日から6月30日までです。

周知方法

林野火災注意報・林野火災警報の発令・解除は、次の方法でお知らせします。

- ◆ 町ホームページによるお知らせ
- ◆ 消防車両による巡回広報によるお知らせ

火の使用の制限

火災予防条例の規定により、林野火災注意報・林野火災警報が発令されている間は、次のように火の使用が制限されます。

林野火災警報発令時に火の使用の制限に従わない場合は、30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

- ◆ 山林、原野などにおいて火入れをしないこと。
- ◆ 煙火(花火)を消費しないこと。
- ◆ 屋外において火遊びまたはたき火などをしないこと。
- ◆ 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと
- ◆ 山林、原野などの場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域において喫煙をしないこと。
- ◆ 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰または火粉を始末すること。

火の使用の制限対象区域

林野火災注意報及び林野火災警報発令時の火の使用制限の対象となる区域は、発令基準に該当する町の森林区域となります。対象区域については、右記のサイトを参照してください。

国有林について

国有林の森林計画図(林野庁)▶



国有林以外の森林区域について

◀ ほっかいどう森まっぶ(北海道庁)



▶ 問合せ先：南空知消防組合長沼支署 (☎88-2819)

家族介護用品を支給します

介護を必要としている家族を在宅で介護している町内在住の方に、年額30,000円を限度に、紙おむつ・尿とりパッド・使い捨て手袋・清拭綿・ドライシャンプーなどを購入できる介護用品給付券を支給します。希望する方は、申請書の提出が必要ですので、下記までお問合せください。

対象者

家族を在宅で介護し、次の①～⑤にすべて該当する方

- ① 介護者及び要介護者が、町内に住所を有していること
- ② 要介護者が生活保護を受給していないこと
- ③ 要介護者本人が町民税非課税者であること
- ④ 要介護者が介護保険施設に入所していないこと
- ⑤ 要介護者が介護保険で要介護4～5と認定された人*

※ただし、要介護・要支援認定における認定調査票の「排尿」または「排便」の項目で、「介助」または「見守り等」に該当する人は介護認定4～5以外でも対象

給付券利用指定店

次の指定店でのみ利用できます。

- ・ ツルハドラッグ長沼店
(錦町南1丁目6番21号 ☎76-7268)
- ・ 吉井調剤薬局長沼店
(栄町1丁目2番1号 ☎88-1881)

▶ 申請・問合せ先：りふれ介護支援係 (☎82-5555)

水道料金の改定について

4月1日(水)より水道料金が改定となります。新料金は下表のとおりです。

(税抜き)

口径	基本料金		超過料金(1m ³ につき)					
	家事用	家事用以外	8m ³ まで	9m ³ ～16m ³	17m ³ ～30m ³	31m ³ ～50m ³	51m ³ ～300m ³	301m ³ ～
φ13	2,040円	3,396円	0円	247円	270円	293円	331円	386円
φ20		3,864円						
φ25		4,344円						
φ40		7,260円						
φ50		12,756円						
φ75		21,660円						
φ100		27,228円						
臨時用			600円					

料金改定の適用時期について

新料金は、原則として4月1日以降に検針した分から適用されます。なお、3月31日以前から継続して使用している場合は次の経過措置が適用されます。

- ◆ 4月検針分(5月請求分)：使用期間に3月使用分を含むため「旧料金」が適用
- ◆ 5月検針分(6月請求分)：4月中旬～5月中旬の使用期間のため「新料金」が適用

※4月1日以降新たにご使用を開始するお客様については、4月検針分から新料金が適用されます。ご理解とご協力をお願いいたします。

▶ 問合せ先：長幌上水道企業団料金係 (☎82-5700)